（変更の許可の申請）

第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　略］

八　変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第三条の二　法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2　法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他特定廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。

3　法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第四条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

（変更の許可の申請）

第三条　［同上］

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。

二　［同上］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

［条を加える。］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第四条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画